

DC227
25

英領北ボルネオ事情
昭和17年8月
臺灣銀行東京調査部
国立国会図書館



0022406-000


DC227-25

英領北ボルネオ事情

台湾銀行東京調査部

1942. 8

ADC



37E11

昭和十七年八月

英領北ボルネオ事情

臺灣銀行

東京調査部

DC227
25

英領北ボルネオ目次

序説

一、初期ニ於ケル英人植民の活動ノ失敗	一頁
二、和蘭植民政策ニヨルボルネオノ疲弊	三
三、和蘭植民活動ノ特徴	六
四、外領放置政策、ボルネオ未開拓ノ根據	八
五、爪哇ノ繁榮	十二
六、英國ノ對北ボルネオ植民活動	十三
七、後期植民活動ノ特徴ト特許會社	十五
八、英國北ボルネオ會社ノ成立	二二
九、特許狀下附問題ヲ繞ル論争	二六
一〇、特許狀ノ性質	三〇
十一、北ボルネオ會社ノ事業ト發展	三五
十二、北ボルネオ會社ノ目的ト權限	五二
十三、北ボルネオノ行政機構	五五



82W16919

英領ボルネオ事情

英領ボルネオ、サラワク、及びブルネイノ一般事情ト大東亞戰爭以前ニ於ケル之等地域ノ經濟事情トニ付以下ノ敘述ヲ進メルニ當リ序説トシテ英國ト和蘭トノ植民の活動ノ史的概観ヲ試ミヤウト思フコレハ英、蘭兩國カアジアニ植民地ヲ經營セル國家トシテハ代表的存在テアリ、兩國ノ植民の活動ヲ顧ルコトハ所謂白人ニヨルアジア蘇聯ナルモノノ本質カ把メ、經路カ分明スルト同時ニ之等地域ニ於ケル經濟事情ナルモノモ夫々國家ニ於ケル植民政策ノ具體的展開ニ外ナラナイカラテアル。尙文中特許會社ニツキ觸レル所多イノハ、特許會社ノ植民地經營上果セル意義ノ重大ナルト、今次戰爭直前迄北ボルネオノ統治機關タルイギリス北ボルネオ會社ノ事蹟ヲ見ルニ際シ特許會社其モノノ本質考察カ缺クヘカラサルモノト思惟シタカ爲テアル。

序説

一、初期ニ於ケル英人植民の活動ノ失敗

一六〇九年イギリス東印度
 会社(一六〇〇年一八七三年)カスル王ノ認可ヲ得テ³パラムバン
 ガンニ商館ヲ設置シタノニ始マル。其後一七七五年商館ハ⁴スル及ヒ
 イラヌン兩族ニ襲ハレタノヲ居留民ハ財産(約五十萬磅)ヲ放棄シ
 テ一部ハラプ⁵ア⁵ン島ニ他ノ一部ハブルネイニ避難シ夫々別個ニ商館
 ヲ置イタ。夫⁵一八〇三年パラムバンガン島商館復活ノ企^タアツカ海
 賊ノ跳梁ニ妨ケラレ實現チキス、ブルネイ商館ト共ニ閉鎖シテ爾來
 東印度會社ノ對ボルネオ工作ハ斷絶シテ仕舞フノテアル。

英國ノ北ボルネオニ對スル植民的活動ハ¹一七七三年イギリス東印度
 會社(一六〇〇年一八七三年)カスル王ノ認可ヲ得テ³パラムバン
 ガンニ商館ヲ設置シタノニ始マル。其後一七七五年商館ハ⁴スル及ヒ
 イラヌン兩族ニ襲ハレタノヲ居留民ハ財産(約五十萬磅)ヲ放棄シ
 テ一部ハラプ⁵ア⁵ン島ニ他ノ一部ハブルネイニ避難シ夫々別個ニ商館
 ヲ置イタ。夫⁵一八〇三年パラムバンガン島商館復活ノ企^タアツカ海
 賊ノ跳梁ニ妨ケラレ實現チキス、ブルネイ商館ト共ニ閉鎖シテ爾來
 東印度會社ノ對ボルネオ工作ハ斷絶シテ仕舞フノテアル。

(註) 一六〇九年英人ハ二個ノ商業根據地ヲ北ボルネオニ設ケタカ

一六二三年コレヲ放棄シタト云ハレ、又英人ノ初メテボル

ネオ島到着ハ一六六五年カウレイト稱スル船長カボルネオ北

端附近ニアル小島ヲ訪レタノヲ發端トスルトモ傳ヘラレル。

2,3 スルハ比律賓南方ニアル島嶼、パラムバンガンハマルツ^北

一六二三年... 一六〇二年... 一八〇三年... 一八四六年... 英國ニ讓渡シタモノ

4 兩族ノ襲撃ハ土人取扱ノ酷薄サニ原因スルト言ハレルカ恐ラク真相テアラウ

5 新嘉坡政權直轄地テ面積三五哩、一八四六年ブルネイ王ヨリ英國ニ讓渡シタモノ

三 和蘭植民政策ニヨルボルネイノ疲弊
イギリス東印度會社ノボルネオ根據地退去後數年間ハ和蘭人ノ獨リ舞臺タル職カアツテ和蘭ハ漸次ボルネオ全島ニ統治力ヲ浸透サセテニク。

併シ當時ニ於ケル和蘭ノ植民政策的活動ナルモノハ會ツテ和蘭東印度會社(一六〇二年ト一七九八年)ノ傳統的政策タル商業的搾取主義ヲ略ホ其儘襲套スルモノテ又コレ迄ニ久シキ亘リ實行サレタ同會社ノ政策ニヨリ原住民ノ生活ト財産トハ其安全ヲ脅カサレ、原住民ニ基礎ヲ持ツ農、商業上ノ繁榮ハ消失シテ了ヒボルネオノ地域モ他ノ島嶼ト同様荒廢ニ歸シ、住民ハ多ク海賊ニ陥リ、會テノ股振諸港モ

三八年（一八四〇年）ジエームス・ブルツクノ當領上陸トナルノテ
 アルカコレヨリ先新嘉坡ノ勃興ト共ニボルネオトノ通商モ亦漸ク復
 活ノ域ニ入り英國商人ハ海上ノ安全ヲ希求スルコト切ナルモノカア
 ツタ。實際當時ボルネオノ北部及西部沿岸地域ノ狀態ハ荒廢其惡ニ
 達シ海賊ノ跋扈甚シク、從ツテ海賊ヲ掃蕩シテ通商ヲ圓滑ニスルコ
 トハ土侯側ニ於テモコレヲ切望シテキタノテアル。斯ル形勢ニ着目
 シ奮起シタノカジエームス・ブルツクナノテアル。彼ハ一八三八年
 ボルネオニ渡リサラワク地方ノ叛亂ヲ鎮定シテブルネイ王ノ信賴ヲ
 博シ一八四一年ラジャ（王侯ニ對スル尊號）トナリサラワク統治權
 ヲ獲得シ其抱負タル海賊掃蕩ニ專念シ英國政府トノ協力ニヨリ幾何
 モナクシテ之ヲ鎮定スルコトカ出來タ。

(註) 1 英國ノ爪哇統治ハ一八一一年—一八一六年約六年間ニ過キナ

カツタカ此間ラツフルスハ副總督トシテ爪哇統治ノ大任ヲ擔
 ヒ數々ノ治績ヲ擧ケテキル。彼ノ著述ニカカル爪哇史ハ今日
 重ナル文献テアル。

（新嘉坡市）トナツタル地域ハ十二世紀頃スマトラ
移民ニヨリ開カレ、十四世紀ニハ相當ノ存在ニナツタノチア
ツタカー三六五年爪哇人ノ襲撃ニヨリ破壊サレタ。其後一漁
村チシカナカツタカー八一九年ラツフルスニヨリ英國ノ東方
経略上ノ要衝トシテ基礎カ固カレテ以來新嘉坡ナル名稱ハ島
ノ全部ニ冠セラレルニ至ツタ。

2 今日昭南（新嘉坡市）トナツタル地域ハ十二世紀頃スマトラ
移民ニヨリ開カレ、十四世紀ニハ相當ノ存在ニナツタノチア
ツタカー三六五年爪哇人ノ襲撃ニヨリ破壊サレタ。其後一漁
村チシカナカツタカー八一九年ラツフルスニヨリ英國ノ東方
経略上ノ要衝トシテ基礎カ固カレテ以來新嘉坡ナル名稱ハ島
ノ全部ニ冠セラレルニ至ツタ。

3 當時ノ海賊ハポルネオ島ノ北部附近ニ蟄居セルイラヌン、パ
ラニン、バジャオ、スルカ主ナルモノテ根據地ハ北派ルネオ
ノマルツ灣ニアリ。六〇噸級ノ大型船ヲ驅リ外南洋ヲ活動舞
臺ニ時ニハベンガル灣ニ迄遊ゲシタノテアル。

英和蘭植民活動ノ特徴

十七世紀ニ出現セル近世植民諸國特許會社ナルモノハ、商業的獨占
ニヨリ貿易上ノ巨利ヲ收メントスルモノテ英、蘭兩東印度會社ヲ始
メ、スペイン、ポルトガル、フランス等各國特許會社ニアリテハ概

スルモノハ、
ニハ到ル處最大限ノ自由、競争國商人ニ對シテハ
最大限ノ妨害セザルニシテ、兩國ニ勝利シ、英國ヲモ牽制シ
ツツ遂ニ南洋商戦上ノ雄者トナツタノテアル。和蘭ノ成功ハ
(イ)競争國タル西、兩國ノヤウニキリスト教ノ傳道ニ執着シナイ。
(ロ)土地併呑ノ野心、軍事的功名ノ追求ノ如キヲ直接目標トシナイ。
(ハ)活動ハ徹底的貿易ニヨル富力ノ増進ニアル。本國民ヲ移住サス植
民地ノ建設等モ重要視シナイ。
(ニ)競争國打倒ノ爲ニハ手段ヲ盡シテ假借シナイ一六二三年アンボイ
ナニ於ケル英人虐殺ノ如キ著例テアル。
(ホ)丁香(他ノ物産ノ場合モ同様)ノ買取獨占ヲ悉ス密賣買ヲ防止ス
ル爲和蘭監視可能國外ノ地域ニ於ケル丁香樹ヲ伐倒セシメ又胡椒
價格ヲ引上ケンカ爲會社專屬地以外ノ栽培ヲ禁止スル等産業制限
政策ヲ強行シ農民ノ自由ヲ奪フ。

ネ然リテアル。ワケチモ和蘭東印度會社ハ徹底セル商業搾取ニ終始
シ「自國商人ノ爲ニハ到ル處最大限ノ自由、競争國商人ニ對シテハ
最大限ノ妨害セザルニシテ、兩國ニ勝利シ、英國ヲモ牽制シ
ツツ遂ニ南洋商戦上ノ雄者トナツタノテアル。和蘭ノ成功ハ
(イ)競争國タル西、兩國ノヤウニキリスト教ノ傳道ニ執着シナイ。
(ロ)土地併呑ノ野心、軍事的功名ノ追求ノ如キヲ直接目標トシナイ。
(ハ)活動ハ徹底的貿易ニヨル富力ノ増進ニアル。本國民ヲ移住サス植
民地ノ建設等モ重要視シナイ。
(ニ)競争國打倒ノ爲ニハ手段ヲ盡シテ假借シナイ一六二三年アンボイ
ナニ於ケル英人虐殺ノ如キ著例テアル。
(ホ)丁香(他ノ物産ノ場合モ同様)ノ買取獨占ヲ悉ス密賣買ヲ防止ス
ル爲和蘭監視可能國外ノ地域ニ於ケル丁香樹ヲ伐倒セシメ又胡椒
價格ヲ引上ケンカ爲會社專屬地以外ノ栽培ヲ禁止スル等産業制限
政策ヲ強行シ農民ノ自由ヲ奪フ。

(W) 原住民經營ノ海運業ヲ取上ケ又ハ制限シ數々ノ迫害ヲ加ヘタ。港ノ繁榮消失ハコレニ原因スル。

以上政策ノ實踐ニ基クトイハレテル。首肯シ得ル點ヲモアルカ他ノ角度ヨリ見レハコレハ外領ヲ廢廢ニ導キ又東印度會社没落ノ原因ニモナツタノチアル。

外領放置政策、ポルネオ未開拓ノ根據

フアン・デン・ポツシユ總督(一八三〇年—一八三三年在任)ハ曰フ「外領ハ政府ニ對シテ利益ヲ與フルヨリモ多クノ失費ヲ要求スル」又バタバヤ政廳ハ土人ノ内政ニ干涉ヲ加ヘ問題ヲ惹キ起ス愚ヲ避ケンカ爲一八三三年外領土公王國ノ問題ニハ絕對不干涉ノ方針ヲ採ツタ、併ルニ此放置主義ハコレヲ好機トシテ乘スル土公、土首長ノ土民壓迫ヲ加重シタノチアル。元來外領閉却主義ハ和蘭ノ傳統的政策トモ稱シ得ルモノチ單リ此期間ニ限ル出來事テハナイ。重點的開拓乃至採算的開發ハ和蘭植民地統治ノ根本方針テアル「間接統治政策」

此の如き現象は、戦前の世界に於いて、
最も顕著なものである。其の背景には、
産業革命の進展と、列強国家の競争が
深く関係している。特に、ヨーロッパ
列強の間には、領土の拡張と、資源の
獲得が、国家の富強と、国際的地位の
向上のために、不可欠な要素となつて
來た。この競争は、しばしば、武力を
用いて行はれ、多くの犠牲を齎した。
また、この競争は、経済的にも、深刻な
影響を及ぼした。列強国家は、自国の
利益を守るために、他国を排他的に
封鎖し、貿易の自由を妨げた。これは、
世界経済の発展を阻害し、貧富の差を
拡大させた。この競争は、最終的に、
第一次世界大戦にまで発展した。この
戦争は、人類の歴史に、最も悲惨な一
頁を刻みつけた。戦後の世界は、この
競争の惨状を、決して繰り返しては
ならないと、多くの識者が警告した。
今日、私たちは、この歴史を、深く
反省し、平和と、国際協力を、目指さ
なければならない。

ト双生兒的現象ナノテアル。

先ニ見タ如ク和蘭人ハ十六世紀ノ終リ勇敢ナル數次ノ戦争ノ結果ト
シテ、スペイン人ヲ今日ノ領方面カラ驅逐シ彼等カ活動ノ範圍ヲ
極限シテカラ領土ヲ擴張スルコトヲセス、専ラ精力ヲ財貨ノ獲得並
積ニ集中シタ。和蘭ノブルジョアハ十六世紀ニ於テ英、西、國諸國
民カ東洋ニ於テナセルカ如ク露略主義ノ實行ニ重點ヲ置カス、土人
ニ對シ支配權ヲ擴張スルヨリハ和蘭ノ富ニ至大ノ影響ヲ有スル香料
、其他東洋物産ノ獲得ニ精進ヲ傾ケタ。彼等ハ殖民的活動ノ初級ニ
於テハアラユル領土擴張計畫ニ反對シ、商館ト貿易港ノ安全ヲ確保
スル爲築城セル城砦以外政治的勢力ノ擴張ヲ拒ンタ（西下アリカテ
ハ和蘭人ハ其支配權ヲ海岸ニ於ケル砲臺彈丸ノ達シ得ル範圍内ニ制
限シ金、象牙、其他重要産産ノ獲得ニ全力ヲ傾注シタ）。

右ノ如キ方針ノ下ニ和蘭人ハ瓜哇トモルツケン群
島ニ集中シタノテアルカ、爪哇ヲ選ンタ理由ハ爪哇ノ面積ト彼等ニ

治メシメ、而モ中樞ハ自己ノ掌中ニ收メ置クコトニヨリ和蘭政府ノ
 政策ヲ忠實ニ實行サセルノテアル。カカル政策採用ノ有利ナル點ハ
 概ネ
 (一) 一般ニ土人ハ往古カラサルタン土侯等ニ統治セラレ、其命令ニハ
 服従スル習慣ヲモツテ居リ又土人ヨリ生シ種族、宗教、生活意識
 ヲ同ウスル者ニヨル統治ノ方カ自然且便利テアリ、首長等モ亦コ
 レカ利益テアル。此統治機構ハ土人ノ慣習ヲ巧ニ利用シテ土人ノ
 實情ニ適シタ行政モ行ヒ得タノテアル。
 (二) 中央政府ノ負擔ハ輕減サレル一方統治ノ效果カ上ル。
 (三) 此統治方針ノ下テハ假リニ政治的紛争カ起キテモ世襲傳統的支配
 ニ基礎ヲ置ク土人有力者ノ個人的斡旋テ未然ニ防ケルモノテアリ、
 又假リニ叛亂カ僅少兵力テ鎮壓テキル熱帶植民地テアルトシテモ
 尙之等ノ傳統的支配ヲ利用スルコトカ土人行政上賢明テアル。
 以上ノ諸點ニ盡キルモノト思ハレコレラノ事情カ外領ニ對スル冷淡

治メシメ、而モ中樞ハ自己ノ掌中ニ收メ置クコトニヨリ和蘭政府ノ
 政策ヲ忠實ニ實行サセルノテアル。カカル政策採用ノ有利ナル點ハ
 概ネ
 (一) 一般ニ土人ハ往古カラサルタン土侯等ニ統治セラレ、其命令ニハ
 服従スル習慣ヲモツテ居リ又土人ヨリ生シ種族、宗教、生活意識
 ヲ同ウスル者ニヨル統治ノ方カ自然且便利テアリ、首長等モ亦コ
 レカ利益テアル。此統治機構ハ土人ノ慣習ヲ巧ニ利用シテ土人ノ
 實情ニ適シタ行政モ行ヒ得タノテアル。
 (二) 中央政府ノ負擔ハ輕減サレル一方統治ノ效果カ上ル。
 (三) 此統治方針ノ下テハ假リニ政治的紛争カ起キテモ世襲傳統的支配
 ニ基礎ヲ置ク土人有力者ノ個人的斡旋テ未然ニ防ケルモノテアリ、
 又假リニ叛亂カ僅少兵力テ鎮壓テキル熱帶植民地テアルトシテモ
 尙之等ノ傳統的支配ヲ利用スルコトカ土人行政上賢明テアル。
 以上ノ諸點ニ盡キルモノト思ハレコレラノ事情カ外領ニ對スル冷淡

政策トナリ、延テ外領ノ荒廢ヲ結果セシメタモノト考ヘラレル。米
ルネオノ如キ開發上ノ自然的條件ヲ必スシモ寧缺カサルニ今日尙未
開ノ部分多キハ此邊ニ根據スル所尠シトシナイ。

五爪哇ノ繁榮

外領ノ未開發ニ引キ換ヒ爪哇高度開發ノ域ニ達シ外領トハ甚シイ對
照ヲナシテキル。即チ爪哇ニ於テハ現在方哩當リ七〇〇人以上ノ人
口カキテ、土地ノ缺乏下ニ喘キ住民ハ辛イ生活ヲ營ム有様テアルノ
ニ他方爪哇カラ左迄遠クモナイ外領ニ於テハ尨大面積ノ處女林カ人
口稀薄ニ苦シミ、人類生産ノ觸手ヲ待チツツアル有様テアル。和蘭
ハ爪哇ノ過剩人口ニ苦シミ外領移民ニ努メツツアツタカ爪哇土民ノ
退嬰的精神ト傳習トハ容易ニ父祖傳來ノ地ヲ離レヤウトシナイ（土
民ノ進取的精神ノ缺如ハ和蘭ノ消極政策ニモ原因カアル）勿論コレ
ハ精神ノ問題ニノミ起因セヌ。元來爪哇ハ古クカラ開ケタ土地ヲ殊

ニ印度文化カ久シク浸潤セル所テアル。從ツテ歐人渡來前人口ノ多
カツタコトモ事實テアル。併シ和蘭カ本國ニ近ク且ツ地勢、風土上
開拓容易ナリト目サレタ爪哇ニ開拓ノ重點ヲ置イタ結果、ココヲ目
指シテノ島民ノ集合モ多イ。又爪哇島生産ノ上昇、衛生状態ノ良化
等ニ伴フ人口ノ自然増加モ爪哇島ノ繁榮ヲ昂メタテアラウ。且ツ和
蘭ハ恐ラク重點主義ニヨリ一島々々ト開發スル所存テアリ、爪哇ヲ
手始メニ開拓シタノテアルカ老國ノ事トテ氣力乏シイ上爪哇ノミテ
充分ノ物資カ得ラレタノテ自足セル觀カアル。

一方外領ノ開發ハ却ツテ爪哇本位ノ政策ニトリ經濟上有害トスル事
情モアツタ。

六 英國ノ對北ボルネオ植民活動

英國ノ北ボルネオ領有ハ一八四七年英國政府カラブアン島ニボルネ
オ發展ノ基地ヲ獲得シタコトニ直接由來スルノテアル。コノ獲得ハ
ブルツクノ幹旋ニヨリブルネイ王ヨリ割讓ヲ受ケタモノテ、ブルネ

イ王トノ條約ニヨレハ「ラプアン島ハ英帝國臣民ト極ニ獨立國間ノ
通商ヲ獎勵シ、從來通商ヲ妨害シテキタ海賊ヲ剷滅スル爲其根據地
トシテ必要ナル旨」ノ理由カ擧ケラレテキルカ事實當時ラプアン島
ハ海軍根據ノ適地トシテ知ラレ石炭ノ積出モアリ旁々英國カ此島ニ
着目シタノハ充分理由アル事ナノテアル。

海賊没落後通商貿易カ活氣ツキ出シタコトハ成行上自然テアリ此邊
ノ實情ハ一八五〇年新嘉坡フリー・プレス紙ノ記事「數年前ニ於テ
ハ英國商船ノボルネオ北西岸ヲ航行スルモノハ稀少テアツタカ今ヤ
多數ノモノカ安全ニ通商スル。

以前難破船ハ海賊ノ襲撃ヲ受ケ、船積品ハ掠奪サレ、船員ハ奴隸ト
シテ賣買サレタカ現在ニ承ハ船體ハ保護サレ物産取引モマツル新嘉
坡間何等ノ障礙カナク圓滑ニ行ハレ轉變ノ烈シサ感慨切ナルモノカ
アルニ好ク表ハサレテキルノテアル。

當時ラプアン島ヲ英國國旗ノ下ニ自由港ニスレハ北ボルネオノ富源

ヲ必スヤ開發シ得ルテアラウシ又同島ニ專任ノ總督ヲ置ケハ本土即チ北ボルネオニ便宜ヲ與フルコトカ多イテアラウトハ通説トナツテキタ。併シ英國カ同島ヲ領有シテモボルネオノ開發ハ容易ニ實現出來ナカツタ。蓋シ英國側ニ合作スヘキ立場ニアツタブルネイ王スル王ノ勢力カ弱體化シ、從ツテ之等土侯ノ統治力ヲ足場トスルボルネオヘノ政治力滲透力鈍ツタカ云テアル。

斯クテ一八八七年迄ハボルネオ本島ノ北部一帯ニ對シテハ何レノ國モ植民的活動ヲ開拓スルニ至ラナカツタノテアル。

セ後期植民活動ノ特徴ト特許會社

十九世紀後半ニ開始サレル歐米列強ノ植民活動ハ¹十八世紀後半以來ノ産業革命ニヨル物質的進歩ノ機運カ此時期迄ニ完全ニ成熟シ²資本、産業人口其他社會經濟ノ全領域ニ亘リ史上類例ヲ見ナイ發展ヲ遂ケタノニ由來スルノテアル。

(註) 1 白人人口ハ一八〇〇年一億六千萬(歐洲ニ住ムモノ一億五千、

歐洲以外ニ住ムモノ千萬）テアツタカー一九〇〇年ニハ一躍シ
テ五億五千萬（歐洲居住四億五千、歐洲以外居住一億）ニ達
シタ。

新シイ物質的世界ノ特徴ハ機械工業ニヨル大量生産ト迅速廉價ナル
運輸力トニアル。コレカ爲メ、半島的大陸テアツタ歐洲ハ十九世紀
百年間ニ一大製造場の存在ト化シ多製品ノ販路ヲ世界ノ隅々ニ設
定セホハナラナイ一方之等商品ト引換ニ原料ヲ自國へ齎ラスコトハ
必要缺クヘカラサル要件トナツタノテアル。斯クテ歐洲各國ハ商品
ノ賣込市場ト原料獲得地域トノ二重ノ性格ヲ持ツ所謂植民地ヲ争ツ
テ東洋ニ求ムルコトニナツタノテアル。

歐洲先進國ノ植民的活動ハ十七世紀初葉ニ始マルモノテアルカ其當
時ニ於ケル活動ノ目標ト十九世紀後半ノソレトノ間ニハ明確ニ二ツ
ノ型ヲ分チ得ル。即チ先期的活動ハ重商主義ニ根據スルモノテ、後
期的活動ハ帝國主義的活動トシテ把握サレルモノテアル。先期活動

歐洲以外ニ住ムモノ千萬）テアツタカー一九〇〇年ニハ一躍シテ五億五千萬（歐洲居住四億五千、歐洲以外居住一億）ニ達シタ。

新シイ物質的世界ノ特徴ハ機械工業ニヨル大量生産ト迅速廉價ナル運輸力トニアル。コレカ爲メ、半農の大陸テアツタ歐洲ハ十九世紀百年間ニ一大製造場の存在ト化シ多製品ノ販路ヲ世界ノ隅々ニ設定セネハナラナイ一方之等商品ト引換ニ原料ヲ自國へ發ラスコトハ必要缺クヘカラサル要件トナツタノテアル。斯クテ歐洲各國ハ商品ノ賣込市場ト原料獲得地域トノ二重ノ性格ヲ持ツ所謂植民地ヲ争ツテ東洋ニ求ムルコトニナツタノテアル。

歐洲先進國ノ植民的活動ハ十七世紀初葉ニ始マルモノテアルカ其當時ニ於ケル活動ノ目標ト十九世紀後半ノソレトノ間ニハ明確ニ二ツノ型ヲ分チ得ル。即チ先期的活動ハ重商主義ニ根據スルモノテ、後期的活動ハ帝國主義的活動トシテ把握サレルモノテアル。先期活動

ハ十七世紀初葉ニ始マリ十九世紀初葉迄、産業革命前ノ手工業ニ根
 據ヲ置ク商業資本ノ活動テアリ、後期活動ハ近代工業ヲ背景トスル
 産業資本的活動テアル。而モ之等ノ活動力前後ヲ通シ多クノ場合ニ
 特許會社一ノ手ニヨリ行ハレタノハ特徴的テ此特許植民會社中先期
 ニ於ケル代表的ノモノニ

- 英國東印度會社 (一六〇〇年特許狀賦與)
- ヴァージニア會社 (一六〇六年)
- 王立阿弗利加會社 (一六一八年)
- マサチューセッツ會社 (一六二八年)
- ハドソン灣會社 (一六七〇年)
- 和蘭東印度會社 (一六〇二年)
- 和蘭西印度會社 (一六二一年)
- 佛蘭西東印度會社 (一六六四年)
- カアリ後期ノモノニハ

一九一八年

(一九一八年)

(一九一八年)

(一九一八年)

(一九一八年)

(一九一八年)

(一九一八年)

(一九一八年)

(一九一八年)

(一九一八年)

(一九一八年)

(一九一八年)

(一九一八年)

(一九一八年)

- 英國北ボルネオ會社 (一八八一年設立)
- 英國ナイジャヤ會社 (一八八六年)
- 英國東アフリカ會社 (一八八八年)
- ノイ・ギネア會社 (一八八五年)
- ドイツ東アフリカ會社 (一八八五年)
- 葡萄牙モザンビク會社 (一八九四年)

等カ主要ナルモノトシテ擧ケラレル。

(註) 1 科學上ノ新シイ發明 (特ニ鐵礦、銅鐵等ニ關スル) 運輸ノ

改良、株式會社ノ發達等ニヨリ創メラレタ新シイ財政的技
 術等ハ大規模生産ト共ニ巨大ナル資本ノ蓄積ヲ結集セシメ
 原料供給地トシテ、更ニ又廣範圍市場トシテノ熱帶ニ手ヲ
 廣ケルコトニナツタノテアル。一八六九年(スエズ運河開
 通ノ年テアル) 以前ニハ東西兩洋間ノ通商ハ主トシテ消費
 品ノ交換テアリ、香料、煙草、珈琲、砂糖等ノ奢侈品ヤ嗜

好品ハ夫々地方生産ノ木綿ヨリモ遙カ魅力的ナ木綿製品ト交換サレタ。併シ一八七〇年以後ハ東洋ハ安價ニシテ多量ノ商品ヲ供給スルコトカテキルヤウニナリ、西洋ハ肥料、鐵、鋼材、機械類等ノ生産手段材ノ供給ヲ始メ東洋ノ生産力ヲ増大スルニ至ツタ。

サテ西歐諸國カ植民地經營ニツキ特許會社制度ヲ採レル根據ニ就テハ概ネ左ノ如キ事由カ考ヘラレル。

(1) 植民地經營ノ最初期ハ冒險者ニヨル新領國土ノ掠奪ニ外ナラナイ。斯ル行爲ヲ國家自身ノ手ニヨリ行フノハ政治上、財政上乃至外交上當時ノ國家トシテミレハ障害カアツタ、寧ロ國家ノ直接的關與ハ避ケ其本質ニ於テハ封建制度ノ諸侯政治ト變ラナイ特許政治ニヨル特定ノ私人又ハ私立會社ヲ委任シテ植民地經營ヲ行ハシメルニ如クハナイトシタ（趣ハ多少異ルカ我國ニモ御朱印船ノ例カアル）

(四) 而モ私人ニヨル統治ヨリ特許會社ニヨル統治ニ成長シタノハ個人ノ獨力ヲ以ツテハ植民地ノ經營ニ至難ナル事情カアリ、且植民地發展上不利ナル弊害ヲ生ミ易カツタコト(私欲ニ昂シテノ土民ノ虐待等) 商事會社ニ特權ヲ賦與シ經營ニ當ラシメル方法ヲ採リタルコト。

(イ) 度々述ヘタ如ク初期ノ植民活動ハ獨占的商業ニアツタ、コノ目的上特許會社ニ商業モ獨占サスコトハ好都合テアツタシ又政府側トシテモ統制力取り易カツタ。

テアリ又特許制度ニ對スル非難トシテハ

(イ) 此制度ハ近代法ノ精神ニ反スル。即チ近代法律ノ根本的精神ハ私人又ハ私會社カ公法上ノ權力ヲ行使スヘキコトヲ是認シナイ
(ロ) 植民地活動ハ當然ニ國家ノ外交的、軍事的援助カ要請サレル。併ルニ植民地統治ヲ特許會社ニ委任スルハ本國ヲ外交的軍事的危險ニ暴露スルモノテアル。

(イ) 特許會社ノ終局目標ハ營利ニアルカ爲免角目前ノ利益ニ提ハレ
植民地將來ノ發展ヲ阻害スルカ如キ行動ニ出テル虞カアル。森
林カ無計畫ニ伐採サレ、土人勞力カ無慈悲ニ搾取サレ或ハ礦産
カ^有收サレル等皆此例テアル。

(ニ) 經營利益ノ獨占ハ獨占行爲ニ免カレ難イ弊害カ生スル一方一般
商人ノ活動範圍ヲ縮少シ植民地ノ健全ナル發達ヲ妨ク

以上ノ如キモノカ指摘サレルカ、コレハ余リニ近代の觀念ヨリスル
超越批判テ實情ニ即サナイウラミカアル。蓋シ(イ)特許會社ニヨル統
治ハ當時ニ於ケル封建性ノ觀念カラハ奇異ノモノテハナイシ、新領
土經營ニ對シ必要ノ行政制度ヲ缺ク場合特許制度ハ寧ロ機宜ノ制度
タル意義ヲ持ツ、且ツ新領土ノ經略ノ如キ將來形勢ヲ見透シ難イモ
ノニ國家自體關與スルハ危險テモアル。(ロ)本國ヲ外交上軍事上ノ危
險ニ曝スコトハアリ得ルモ歴史ハ此反對ノ多カリシコトヲ示シテキ
ル。後期ニ於ケル諸國ノ特許會社ハ原則トシテ土地ノ占領ト開拓ト

ヲ使命トシテキルノテアルカ其敏活ナル活動ト寡少經費ニヨル土地
占領ノ最效果の實績ヲ擧ケテキル。即チ國家ハ特許會社ノ蔭ニカク
レ穩密ノ裡ニ侵略ノ目的ヲ達シ得ル寧ロ政府ノ直接行動ヲカムフラ
ージスル一種ノ被幕トシテ國家ヲ外交的紛糾外ニ立タシメタ點カ多
イ。以上ハ特許會社ノ存在ヲ必要トスル歴史的事實テアル。

ハ英國北ボルネオ會社ノ成立

一八八六年米國ノ一資本家國ハブルネイヨリ北ボルネオニ於テ廣
大地域ノ讓渡ヲ受ケ、統治權ヲ得テ「米國ボルネオ貿易會社」(The

American Trading Company of Borneo) ヲ創立シタノテアルカ會

社ニ於ケル資本ノ不足ト試驗的植林事業ノ失敗ハ會社ノ前途ニ暗影
ヲ投^シト^ス適^ク會社代表者ノ死亡スルニ及ヒ事業中止ノ止ムナキニ至リ
一七七五年ニ解散ノ破局ニ立ツコトトナツタノテアル。此時ニ際シ
最モ機敏且大膽ナル行動ニヨリ英國ノ爲新地獲得ノ機會ヲ捉ヘタノ
カアルフレッド・デントトナノテアル。

Alfred Dent ハ埃太利人オーヴアベツク (Baron von Overbeds) ト共
ニ一シンヂケートヲ組織シテ將ニ解散セントスル右米國會社カラ其
權利ヲ買收シ一八七七年ニ至リキマニス川ヨリ東方シブコ (Sibuco)
ニ至ル地域ノ行政權ヲブルネイ王ヨリ獲得シ其代償トシテ年額一五
〇〇〇弗 (後年半額ニ減少) ヲ王ニ納付スル契約ヲ結ンタ。併ルニ
スル王ハ右ノブルネイ王割讓ノ地ノ或ル部分ニ對シ統治權ノ存在ヲ
主張シタノテ此方ヘハ年額五〇〇〇弗ヲ納付スルコトトシ右ノ主張
ヲ撤去セシメタ。

デントハ一八七八年「デント會社」ノ名稱ノ下ニ事業ヲ開始シタカ
其意圖ハ英國ノ植民的發展ニアツタノテ… (單ナル商業的利益ノミ
ヲ目指サナカッタ) 本國政府ニ對シ會社力獲得セル權利ヲ確認スル
ト共ニ補助ヲ與ヘンコトヲ要請シ一八八一年其承認ヲ得ルニ至ツタ
ノチアルカ、コレニハ自由主義ノ名ニ於テ特許會社ノ再興ニ反對ス
ル輿論トスペイン、オランダ側ノ策動的妨害トヲ控ク政治的争闘カ

... 英國臣民デントハ其設立
セル一會社ノ爲ニ特許狀下附ヲ請願シタ。氏ハ普通ノ方法ニ從ヒ、
會社法ノ一般規定ニ準據シテ其會社ヲ組織セルモノテ特許狀ノ唯一
ノ效果ハ氏カ土人君主ヨリ得タ權利ニ對スル公認ヲ與フルニアル。
而シテ右ノ權利行使特ニ土人ノ取扱及ヒ外國トノ紛糾ニ關シテハ本
國政府ノ監督下ニ立ツヘキモノテアルトト説明シ處ニ次ノ如ク言
及シテルノテアル。

「茲ニ氏ノ企業ニ就テノ一般的特徴ヲ見レハ、會社ニ許與サレタ地
域ハ、幾代ニモ亘ツテ現在英國カ和平及通商條約ヲ締結シテキル
スル及ヒブルネイ王ノ統治下ニアツタノテアリ、又英國臣民ニ此地
域カ讓渡サレテモ何等不安定ノ惹起スル所カナイノハ、英領北米ル
ネ才會社ノ設立カ何處ノ人々ニモ歡迎サレテキルトイフ證據テアル。
其上三年間ノ經驗ニヨレハ北米ルネオノ大資源カ理智的ニ且ツ平和

免カレナカッタノテアル。即チデントノ有力ナ後援者タルグラ
ン

ALCOA Corp. ...
... 英國臣民デントハ其設立
セル一會社ノ爲ニ特許狀下附ヲ請願シタ。氏ハ普通ノ方法ニ從ヒ、
會社法ノ一般規定ニ準據シテ其會社ヲ組織セルモノテ特許狀ノ唯一
ノ效果ハ氏カ土人君主ヨリ得タ權利ニ對スル公認ヲ與フルニアル。
而シテ右ノ權利行使特ニ土人ノ取扱及ヒ外國トノ紛糾ニ關シテハ本
國政府ノ監督下ニ立ツヘキモノテアルトト説明シ處ニ次ノ如ク言
及シテルノテアル。

此主張ハ撤回サレタ。
境界ヲ争フ和蘭ノ抗議ニ對シテハ數年間係争ヲ重ネ、一八八
三年會社ハシブク南岸ニ於テ境界ヲ明ラカニスルタメ會社旗
ヲ設立シタ。之ニ對シ和蘭ハバツツテイナガツニ方尖碑ヲ建

裡ニ開發サレツツアルコトヲ示シテキル。故ニ會社ハ土民ニハ文明
ノ余澤ヲ蒙ラシメ、又英國商業及企業ニ對シ及ヒ各國ノ商業ニ對シ
テハ重要ナル新土地ヲ提供スル様ナ健全ニシテ自由ナ行政ヲ樹立ス
ルテアラウト思ハレル。

次ニ政府ノ特許狀下附ニハ國內輿論カ大體是認ニ傾イテキタコトハ
事實トシテモ最後の決定ヲ見ル迄ニハ三年ニ亘ル論争ヲ經ネハナラ
ナカツタノテアル。之等ノ経緯ハ當時ニ於ケル英國植民政策ノ一端
モ觀ハレ重要ト思ハレルカラ左ニ多少ノ考察ヲナシテミヤウ。

(註) 1 スル王ノ讓渡地域ニ對シ西班牙政府ハ其統治權ヲ主張シタノ
テアルカ一八八五年英、西及獨乙各代表者ノ條約調印ニヨリ
此主張ハ撤回サレタ。

境界ヲ争フ和蘭ノ抗議ニ對シテハ數年間係争ヲ重ネ、一八八
三年會社ハシブク南岸ニ於テ境界ヲ明ラカニスルタメ會社旗
ヲ設立シタ。之ニ對シ和蘭ハバツツテイナガツニ方尖碑ヲ建

設シテ砲艦ヲ派遣シ之ニ對抗シタノテアルカ ^{一八九一} 年
ニ至リ問題落着、國境條約ヲ締結シタノテアル。

九 特許狀下附問題ヲ纏ル論争

特許狀下附問題ヲ纏ル南院ノ討議ニハ盛ナルモノカアツタ。
ソシテ時ノ首相並ニ外相ハ特許狀カ齎ラス政府ヘノ影響等ミツ
キ事情ヲ明ラカニスル所カアツタ。即チ首相グラツトストインハ
當時ノ政策ニ關係アルボルネオノ史的及ヒ政治的事件ヲ回顧シツ
ツ左ノ如キ演説ヲ行ツテキル。

「世界第一トハ云ヘナイタラウカ、最大島嶼ノ一ニ屬スルボルネ
オハ無限ノ資源ヲ有シ、豊富ナル鑛、植物ヲ藏スル。コレカ爲和
蘭、西班牙ハ互ニボルネオヲ窺^窺シテキタカ、遂ニ一部ツツ兩國
ノ領有スル所トナツタ。過去六十年間ニ於ケル外交關係ハボルネ
オヲ中心トシテ行ハレテキタ。即チ和蘭ハ新嘉坡ノ南方島嶼ノミ

大正十一年... 北米... 自由主義... 特許會社... 政府植民政策... 失敗ノ後... 繼キ乍ラモ共ニ偉大ナル發展ヲナシタコトヲ引例シテ特許會社制度ヲ支持シ又「國家ノ自然的

カ北米ルネオヲ占領スルニ非サレハ他國カ之ニ代ハルハ疑ヲ容レナイ。又北米ルネオ近海ヲ通シテノ貿易力多大ナル發展ヲ遂ケタコトモ見逃セメ。即チ英、支間、乃至支濠閩貿易ノ發展ハ驚異スヘキモノカアル。

北米ルネオカ平和時、戰爭時ヲ通シ重要地位ヲ占メテキルコトモ明白テアルト述ヘ「故ニ諸外國ノ手ニ北米ルネオヲ渡スコトハ大ナル誤テアルト結ンテキル。

一方特許狀下附反對論ハ先ニ記シタ如ク自由政治家ニヨリ主唱サレ自由主義ノ名ニ於テ特許會社制度ノ復活ヲ非難スルモノテアルカ、之ニ對シ贊成論者側ハ過去ニ於ケル東印會社^考又ハバドソン灣會社ノ功績ヲ讃ヘ又近クハアフリカ西部ニ於ケルロイヤル、ナイジャール會社及ヒ東部ニ於ケルイムビールアル・イスタン・アフリカ會社ノ二特許會社カ政府植民政策ノ失敗ノ後ヲ繼キ乍ラモ共ニ偉大ナル發展ヲナシタコトヲ引例シテ特許會社制度ヲ支持シ又「國家ノ自然的

膨脹ヲ阻止セントスル政策ハ自由政治家ニヨリ踏襲サレル所デア
カ彼等ハ英國史ヲ讀マズ從ツテ大英國ノ偉大ナル發展ノ秘訣ヲ知ラ
ナイモノデアルカラ、總テノ海外企業ヲ中止セヨナトト放言スル
併シ乍ラ海外ニ於ケル我々ノ活動カナケレハ英國ノ偉大サハ何處ニ
アリヤト反問シ爾ユル所激シイモノカアツタ。
特許狀ハカカル論争ヲ經タル後一八八一年十一月一日附ヲ以テ賦與
サレ、デントハブルネイ、スル兩王ヨリ獲得セル權利ノ公認ヲ受ケ
テ會社ノ基礎ヲ確保スルト共ニ「請願ノ意思カ賞讃獎勵ニ値シ、且
其事業カ吾カ帝國並ニ多數ノ帝國臣民ニ有利ナルヲ信シ茲ニ北ボル
ネオ會社ノ名稱ノ下ニ、本特許狀ニヨツテ 要求セラルル諸條件ニ
適應セシメ請願者ニヨツテ組織セララル一個ノ政治的團體ヲ成立セ
シム。此等ノ諸條件ノ一般的目的ハ會社ノ行政ニ關シ英國政府ヲシ
テ之ニ干渉セシムルノ權ヲ與ヘ且會社ノ英國的性質ヲ永久ニ確保ス
スルニ存ス」トノ宣言ヲ受ケタデアアル。

二、特許狀ノ性質

後期特許會社カ十九世紀後半ニ勃興セル植民地爭奪運動ニ對應シ出現セルコト、及ヒ前期ノ特許會社カ主トシテ經濟的目的ヲ有シ政治的活動ハ經濟利權保存ノ域内ニ限ラレタノニ反シ、後期ノ特許會社ハ當初ヨリ政治的意圖ノ下ニ政治的活動ノ機關トシテ設立サレタモノテアルコトハ前來記述ノ如クテアルカ、當北米ルネオ會社ハ後期特許會社トシテハ最初ノ出現ニ係リ、從ツテ此特許狀後續特許會社ヘノ規範トシテ、精細ノ研究ニ値スルモノト思ハレル。先ツ順序トシテデントカブルネイ及スル兩土侯ヨリ獲得シタ權利ノ内容ニツキ究メヤウ。

ブルネイ王ハデントヲ以テサバア（北米ルネオ）ノマハーラーシヤ並ニガヤ及ヒサングカンノラーシヤニ任命シタモノテ、之ニヨツテデントハ「領内統治權即チ天産ノ處分、貨幣ノ鑄造、關稅ノ徵收、租稅賦課、及正當主權者ニ屬スル一切ノ權能行使權」ヲ賦與サレタ

此の如き事は、一國の利益に於ては、
他國の利益と衝突する事なし。然るに、
一國の利益を以て、他國の利益を損
害する事は、國際法に於ては、決して
許さるべき事ならず。蓋し國際法の
本質は、國家間の平等と相互の利益の
保護に在り。故に、一國が他國の利
益を侵害する事は、國際法の原則に
違反する事なり。此の如き事は、
國際法の原則に違反する事なり。故
に、一國が他國の利益を侵害する事
は、國際法の原則に違反する事なり。

ノテアル。スル王ヨリノ權利モ右ト同一ノモノテ唯次ノ一條ヲ余分
ニ有スルノミ

爰ニ賦與セラレタル特許ハ豫メ英吉利政府ノ認可ヲ得ルニ非スハ
決シテ之ヲ他國又ハ他國會社ニ讓渡スヘカラス、而シテ王ト會社ト
ノ間ニ爭議ヲ生シタル場合ハ之ヲポルネ才駐在英國總領事ニ提出ス
ヘキコトヲ宣言ス——而シテ此ノ一節ハデントノ本國貢獻主義ヲ表
示シ自己ノ個人的利益ハ第二次的ノモノナルコトヲ立證スルモノト
見做シウルノテアル。

見出しの如く、本邦の...
示す自...
ハキロイ...
ハ固ニ...
先...
變ニ...
ニ...
ハ...

次ニ注目スヘキハ、デントカ右ノ權利ヲボルネオ、スル兩王ヨリ獲得セルニ對シ、次ノ如ク「土民ノ風俗習慣ヲ尊重シ、公平無私ナル統治ヲ行フヘキコト、奴隸使役ヲ廢止スルコト、商業上ノ獨占ヲ行ハサルヘキコト」誓約シテルコトテ之レハ前期特許ト後期特許會社トノ性格相異ヲ顯示スルモノテアル。

サテ特許狀ハ北ボルネオ會社ニ對シ數々ノ條件ヲ要求スル。即チ下記ノ如クテアル。

- 一、會社ハ本國政府ノ同意ナクシテ其獲得セル權利ノ全部又ハ一部ヲ他ニ讓渡スルヲ得ナイ。
- 二、ブルネオ王ハ、スル王間ニ惹起ノ爭議ハ政府ノ仲裁ニ委ネル。
- 三、會社ノ態度ニ關シ外國トノ間ニ紛議、非難ノ起レル場合ハ會社ハ其解決ヲ政府ニ委ネルコト會社ノ對土人政策ニツキ抗議アル場合本國政府コレヲ解決スル
- 四、ボルネオ於ケル會社重役ノ任命ハ常ニ必ス政府ノ裁可ヲ經テ之ヲ行フコト

又特許狀ハ會社ヲシテ永久ニ英國國籍ヲ保持セシメンカ爲ニ(1)會社本部ヲ英國ニ置クコト、(2)重役及ヒボルネオニ於ケル會社ノ主ナル代表者ハ英國臣民タルヘキコト(3)會社掲揚ノ社旗ニハ英國國籍ヲ標示スルコト、(4)會社ハ英艦隊ノ港灣出入碇泊ニ對シ便宜ヲ與フヘキコトヲ規定シタルノテアル。

北ボルネオ會社ノ特許狀カ前期特許會社ノソレト本質的ニ相異ル點ハ茲述ノ如キ第一ニ商業的獨占ノ絶對的禁止、即チ行政上ノ實費ニ充用ノ爲國稅賦課ノ權利ヲ除キ商業ハ何人ニ對シテモ自由開放ノコト第二ニ自由主義人道主義ノ建前ヨリ原住民ニ對スル義務ヲ規定セルコト即チ會社ノ奴隸廢止義務、土民ノ宗教的信仰尊守義務乃至會社社員ノ土民ノ宗教的習慣ニ不干渉義務等テ以上ハ特ニ注目ヲ要スルモノナル。又前記ノ外相ダランヴイル卿ハ「北ボルネオ會社特許狀ハ下ノ點ニ於テ前期特許狀ニ根本的ニ相異スル。即チ本特許狀ノ場合ニハ王室ハ會社占有ノ領域ニ對シ主權ヲ有タナイ從ツテ統

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並んでいる。これはおそらく印刷の誤りや極度の減色によるものである。）

紐ノ一八八八年北ボルネオ會社ハ英國ノ保護國トナリ「北ボルネオ國」ナル稱號カ與ヘラレタ。

十一、北ボルネオ會社ノ事業ト發展

一八八二年北ボルネオ會社事業開始時ノ資本ハ公稱資本二百萬磅（一
株二十磅、十萬株、後一株一磅二百萬株）ニ對シ拂込金三八三、〇〇
〇磅ノ少額テアツタノテ會社ハ其事業經營ニ資金ノ制約ヲ受ケタゴ
トハ當然テアル。即チ會社ハ當初カラ事業ノ範圍ヲ確定シ其活動ヲ
制限スルト共ニ經營資本不足ハコレヲ個人資本ノ導入ニヨリ補填シ
ヤウトシタノテアル。從ツテ會社ハ各種事業ニ於テ個人トノ競争ヲ
避ケタノテナク事業領域ヲ進ンテ個人資本家ニ開放シ數々ノ便宜ヲ
與ヘ多額資本ト努力トノ誘致ニ努メル所カアツタ。會社ノ新ル政策
ハボルネオ初代總督トリーチヤ、左ノ言葉ニ簡明ニ表示サレテキル。
「倫敦ヲ去ル一萬哩彼方ニアル熱帶國ノ統治ヲ企圖スルハ單ニ東洋
民族ニ善政ヲ布クコトテハナイ。會社眞個ノ目的ハサウテハナクテ

森林伐採、鑛山探掘權ノ賃貸、適宜關稅權ノ設立、酒精、飲料、阿片、煙草ノ賣買、土地ノ拂下、概言セハ一切ノ富源ノ開發ニヨツテ必要ナル收入ヲ求メツツ英人發展ノ爲ニ初期ノ先驅者タル任務ヲ果スノチアル

即チ北ボルネオ會社ハ當初ヨリ有效ナル統治機關タルコトヲ任務トシ、事業經營ニヨル多額收利ノ如キハ第二義的ノモノトシタノチアル。從ツテ統治者トシテ正當ニ舉ケ得ル利益ノミニテ満足シ、爾來此政策ヲ變遷、只管當領ノ發展ニ盡ス所カアツタノチアル。サテ右ノ如ク僅少資本ニテ發足シタ北ボルネオ會社カ其統治上ニ極力簡素且能率的ナランコトヲ期シコレカ編成ニ當ツタコトハ當然デアリ、即チ會社ハ其領域ヲ左ノ十區

アルコック州、コウリフエ州、デント州、デユウハースト州、エルフインストーン州、ケツベル州、マルチン州、メーネ州、ミヅロウ州、クラーク州

ニ分チ（州名ハ會社創立者中、主ナル名前ヲ因ム）

統治上ノ便宜ヲ目指スト共ニ職員數モ可及的少數トシ其ノ廣大ナ地域
域ヲ統治スルノニ僅カニ總督下ニ會計一名、理事（行政官兼司法官）
若干名、衛生事務官三名、土地事務官一名、港務官二名其他若干役
員ノ少數ニ過キナカツタノテアル、自然其俸給額ノ如キモ一年一萬
三千磅以上ニ上ラナカツタ。

次ニ北以ルネオニハ總督ヲ議長トシ、高級職員及若干土人首長ヲ議
長トスル立法參事會ノ如キモノカアルカ要スルニ有名無實的存在ヲ
會社ノ全主權ハ舉ケテ倫敦ニ於ケル「重役會」ニアル。重役會ハ每
年六月及ヒ十二月ニ開カレル株主總會ヲ顧慮スル以外何等ノ束縛制
限ヲ受ケナイテ會社一切ノ事務ヲ統轄スル。重役會長ハ株主總會ニ
於テ各期ノ事業ニ關スル報告演說ヲスルノヲ常例トシタカ、コノ報
告ハ會社事業ノ經過ヲアカラ様ニ述ヘルノテ會社業況カ直チニ判明
スルノテアル。尙注目スヘキハ總會席上ノ諸報告カ一面經濟的利得
ノ増進ヲ力説スルト共ニ他面政治的發達ノ促進ヲ高調スル點テアル。

本會は、六月二十二日、東京府会館に於て、臨時總會を開き、議決事項を決定せられたる。茲にその議決事項を報告する。

第一、本會の宗旨を、南洋の開發と南洋の福利の増進とに在らしむべしと決定せられたる。

第二、本會の活動の中心を、南洋の開發と南洋の福利の増進とに在らしむべしと決定せられたる。

第三、本會の活動の中心を、南洋の開發と南洋の福利の増進とに在らしむべしと決定せられたる。

第四、本會の活動の中心を、南洋の開發と南洋の福利の増進とに在らしむべしと決定せられたる。

第五、本會の活動の中心を、南洋の開發と南洋の福利の増進とに在らしむべしと決定せられたる。

第六、本會の活動の中心を、南洋の開發と南洋の福利の増進とに在らしむべしと決定せられたる。

第七、本會の活動の中心を、南洋の開發と南洋の福利の増進とに在らしむべしと決定せられたる。

第八、本會の活動の中心を、南洋の開發と南洋の福利の増進とに在らしむべしと決定せられたる。

第九、本會の活動の中心を、南洋の開發と南洋の福利の増進とに在らしむべしと決定せられたる。

第十、本會の活動の中心を、南洋の開發と南洋の福利の増進とに在らしむべしと決定せられたる。

(附)

1917 年度

米ルネオ Co. 職員俸給表

總 督	£ 1,600	Supt. Public Works	\$ 5,700
總督秘書	£ 1,000	駐 劄 官	
副 總 督	\$ 3,000	サンダカン	\$ 6,600
Commission of Land	\$ 5,490	Kudat	\$ 4,560
Chief Surveyer	\$ 6,300	東 海 岸	\$ 4,560
Judicial Commissioner	\$ 6,400	西	\$ 5,400
Finance Commissioner	£ 1,000	内 陸	\$ 4,800
Assist	\$ 5,700	Commissioner of Customer & excise	\$ 5,600
Auditor	\$ 4,800	Gen. Manager Railway	£ 1,000
Commandant	\$ 7,000		
Protector of Labour contracts	\$ 4,560		
Principal Medical Officer	£ 800		
Supt. of Ports & Telegraphs	\$ 4,200		
		總計 年額	£ 5,400
			\$ 84,670

會社重役ハ熱心ニ營利ニ專念スル一方之ニモ劣ラナイ熱意ヲ以ツテ
國家ノ發達ニ貢獻スヘク眞摯ナル努力ヲ續ケルノテアル。コレハ私
益ト公益トノ間ニ一如的統合ヲ實踐セル英國殖民會社ノ特徴ト認メ
得ルモノテコノ觀念ハ株主ニ於テモ亦同様ニテアル。株主ノ大多數カ其ノ投資
カ大英帝國ノ發展ニ資スルコトヲモツテ満足シ事業開始後約十五年、
全ク無配當テアツタノニ不拘、殆ント不平ヲ唱フル者ナク一八九七
年ニ至リテ初メテ僅カ一分五厘ノ配當ヲ行フニ及ヒ彼等ハ「會社ノ
基礎漸ク確立セリ」ト喜ンタノテアル。尙配當ハ今日ト雖モ四分五
厘乃至五分ニ過キナイ。
次ニ會社ノ成功ヲ齎ラシタモノニハ會社ノ將來ニ對スル英國人ノ決然
タル見透シト確信トヲ擧ケサルヲ得ナイ。
即チ英領事ルネオ會社ノ目的トスル所ハ近代の政府ノ設置ニヨリ實
本、勞働ヲ移入シボルネオ富源ヲ開發スルニアツタ。當時北米ルネ
オハ種々開發上ノ好條件ヲ持ツカ原住民少數ニシテ行政ノ容易ナル

點勞働力ノ不足ヲ補フ爲ニ支那或ハ爪哇ヨリ過剩人口ヲ輸入シ得ル
コトカ強ミトセラレ就中支那人カ一般ニ勤勉ヲ熱帯ノ氣候ニモ容易
ニ因應出來無限ノ勞働力ヲ供給スルコトカ當領 開發上ノ絶好條件
ト考ヘラレタ^ル又北ボルネオカ颱風、地震及火山ノ國外ニアルコトモ
重要視サレタノテアル。ソシテ英人ハ香港カ領有ノ當時（一八四二
年南京條約ニヨリ支那ヨリ轄讓ヲ受ケル）一寒村ニシテアルモノト
シテハ岩塊ト少數ノ漁夫ニ過キサリシモノカ世界通商ノ中心地トナ
リ新嘉坡ノ繁榮亦コレヲ凌クモノアル。以上之等ト略々同様特徴ヲ
有スル北ボルネオカ有望ナル展望ヲ持タナイ筈ハアリ得ナイト確任
スルノテアル。要スルニ其地カ形勝ノ位置ヲ占メ善良政府下ニアリ
且ツ支那勞働者ノ供給豊富ナルヲ得ハ其土地ハ繁華トナリ得ル可能
性カアル客觀的根據ヲ見逃カサナカッタ。更ニ北ボルネオカ政治上
乃至軍事上ノ要衝タルハ明白テアリ又商業上ノ價值モ偉ナルモノカ
アル點モ強ク認識シテホタ。北ボルネオ會社ハ僅少ナル資本ト職員

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some words like "支那" and "人口" are visible.)

トヲ以テ創業時ノ難局ヲ克服シツツ歩一歩成功ノ域ニ進ミ創業五年後ノ一八八七年ニハ大体ノ基礎ヲ確立セルコト次ノブラツスイ脚ノ言葉

「會社カボルネ才ニ於テ成セル所ヲ検討スレハ會社ノ將來ノ有望ナルコトカ解ル。會社ハ平和ノ裡ニ未開國土ニ秩序ヲ樹立シ、支那ノ過剩人口ニ對シテハ新シイ活路ヲ拓キ、一切ノ船舶ヲ國籍ニ不拘其港ニ平等ニ歡迎スルノテアル。如斯統治下ニアル國土ノ繁榮ハ人道ニ對スル一貢獻テアル」
ニ觀取サレ又一八八八年ストレート、タイムズ紙ノ論調ニモ視ハレル所テアル。同紙ハ曰フ

「數年前迄、各種ノ議論カ北ボルネ才會社特許社下附問題ヲ繞リ戦ハサレタノハ尙記憶ニ新シイ所テアルカ、ボルネ才島ハ特許狀ノ下附ニヨツテ當時ノ一部豫想ヲ裏切り多額ノ利益ヲ享ケタノテアル。會社創立當時ニ於テ如何ナル疑惑カアツタニシテモ會社ハ速

カニ惡名ヲ拭ヒ去ツタノテアル。堅忍不拔且寛容ナル精神ニヨリ
行政ハ行ハレ、土地下附ノ申請アル場合ニ於テハ殆ント自由ニ等
シイ條件テ土地カ與ヘラレル。又其地ヘノ資本勞働ノ流入ニ關シ
ハアラユル獎勵法カ講セラレテキル。カクテ價値ノ一段騰貴ト共
ニ企業モ開花スル時カ來ヨウ

右文中ニアル會社ノ土地拂下ナルモノハ會社ノ主要財源ヲ構成スル
重要業務ヲコレハ會社カ商業經營ヲ回避シタノニ由來スルモノテア
ル。尙土地拂下ニ就キ附言スルニ一八九四年ニ發布セラレ一八九七
年ハ改正サレタ土地條例ニヨレハ烟草栽培地ハ一英反最低價格十二
弗其他ハ一英反三弗ト定メラレル。但シ代金ハ最初半額拂、残り半
額ハ年賦支拂カ認メラレル。土地拂下ハ競賣ヲ原則トスルモ入札者
カナイ場合ハ直接希望者ニ拂下ケ得ル。以上ハ²農耕地ニ關スルモノ
テアルカ鑛山資源ニ關シテハ右ノ土地條例ハ北ボルネオニ於ケル石
炭、石油、寶石乃至一切ノ鑛山採掘權ヲ悉ク會社ノ手ニ收メ會社ハ

... 土地拂下ニ關シテハ後述
一九一八年現在、北ボルネオニ於ケル會社數三十八社、會社ヨリ拂下ヲ受ケタ土地總面積三七三、一〇九英反、投下資本四、四三〇、〇〇〇磅、栽培物ハ護謨短草テアル。

一定ノ料金ヲ課シテ其採掘ヲ適當ナル諸願者ニ許可スルコトニ定メ
タノテアル。尙肥料用ノ馬糞、食用燕巢（毛）同様會社ノ手ニ收メタ
土地拂下ニ關シテハ後述

一九一八年現在、北ボルネオニ於ケル會社數三十八社、會社ヨリ拂下ヲ受ケタ土地總面積三七三、一〇九英反、投下資本四、四三〇、〇〇〇磅、栽培物ハ護謨短草テアル。

北米ルネオノ財政ハ極メテ堅實ナル發展ヲ遂ケタ。今創業以來五十
 余年ノ會社財政狀態ヲ表示シテ見ルト左ノ如クテアル

北米ルネオ會社歳入歳出表

創業 一八八一年十一月
 特許 一八八二年五月

年 度	歳 入 磅	歳 出 磅	摘 要
一八八二年	一六九二二	二六一一三	創業第一年度 此年初メテ僅少ノ收入超過トナル 初配當 一〇五%
一八八三年	二七一二五	三五六六一	
一八九五年	四五四八七	四二、八〇四	
一八九七年	六二、四七八	一〇五、一四五	
一九〇〇年	一一五九一二	一一六、三六八	
一九〇五年	一三三、〇五二	一二九、六五〇	
一九〇六年	一四一、二六八		
一九〇七年			

一九〇八年	一四八、〇一七	一二〇、五九三
一九〇九年	二三六、三二二	一一九、五〇四
一九一〇年	二二一、二八四	
一九一一年	一五九、四五六	一六三、七五八
一九一二年	一七六、二六九	一八八、七二五
一九一三年	二二〇、一九七	二五九、四九四
一九一四年	二〇九、〇一二	二八二、三〇〇
一九一五年	二三四、四一三	二五四、〇八八
一九一六年	二四九、五八七	一二六、六二二
一九一七年	二八〇、四八〇	一三四、八三一
一九一八年	三〇三、〇六三	
一九一九年	三三四、一八四	X
一九二〇年	四二五、三三四	X
一九二一年	三七二、一一九	X
		四四〇、〇五八

此項ノ歳出ハ投資的支出ヲ含マス

五分配當

一九〇八年 一四八、〇一七
一九〇九年 二三六、三二二
一九一〇年 二二一、二八四
一九一一年 一五九、四五六
一九一二年 一七六、二六九
一九一三年 二二〇、一九七
一九一四年 二〇九、〇一二
一九一五年 二三四、四一三
一九一六年 二四九、五八七
一九一七年 二八〇、四八〇
一九一八年 三〇三、〇六三
一九一九年 三三四、一八四
一九二〇年 四二五、三三四
一九二一年 三七二、一一九

一九〇八年 一二〇、五九三
一九一〇年 一一九、五〇四
一九一一年 一六三、七五八
一九一二年 一八八、七二五
一九一三年 二五九、四九四
一九一四年 二八二、三〇〇
一九一五年 二五四、〇八八
一九一六年 一二六、六二二
一九一七年 一三四、八三一

四四〇、〇五八

一九二二年	三六、〇四四	二四一、七八四
一九二三年	三五七、四〇四	三四四、七七九
一九二四年	三七一、六六六	三〇五、三八三
一九二五年	三九九、五五九	二七〇、〇二二
一九二六年	四三四、二八一	×
一九二七年	四七一、七九三	×
一九二八年	四六一、九八六	×
一九二九年	四五二、二一六	×
一九三〇年	四〇四、三三七	×
一九三一年	二五四、五〇一九	二四二〇、九六九
一九三二年	二二九、八七八	二〇〇七、八六三
一九三三年	二、三二五、〇〇九	一、八二七、九七二
一九三四年	二、六二三、三〇五	一、八四八、七四二
一九三五年	二、七二五、七五四	二、〇一七、〇三六

此年度以降弗額表示

一九三六	二、八六六、一四〇	一、七四一、二六七
一九三七	三、四八五、二七〇	一、七九七、五一〇
一九三八	三、二六九、四三五	一、八六一、三七三

一九三六	二、八六六、一四〇	一、七四一、二六七
一九三七	三、四八五、二七〇	一、七九七、五一〇
一九三八	三、二六九、四三五	一、八六一、三七三

此項歲出ハ投資的支出ヲ含マズ
 歲入ハ土地賣却代ヲ不會
 歲出ハ投資的支出ヲ不會

(註) 歲入金額中ニハ土地賣却代ヲ含ム

歲出金額中ニハ鐵道電信ノ建設等投資的支出ヲ含ム

右ニ依レハ一八八二年五月創業時ヨリ一八九四年ニ至ル十二年間ハ毎年支出超過テアツタカー一八九五年ニハ初メテ收支ノ權衡カトレ會社ノ經營ヲ軌道ニ乘ラシメ次テ一八九七年ニハ一分五厘ノ配當ヲ行ツタノテアル爾來會社ノ收支ハ逐年順調ニ推移シ此間領内各般ノ施設殊ニ鐵道建設費、港灣修築費等ニ多額ノ支出ヲ必要トシタノニ不拘收入ノ増加亦頗ニ多額トナリ一九一九年ニハ五分ノ配當ヲ行フニ至ル等會社ノ成功ヲ決定的ナラシメタノテアル。

次ノ引用文ハボルネオ開發上ニ於ケル北ボルネオ會社ノ功績ヲ敘ヘルモノテアル。勿論過去ノ言葉テアリ今日ヨリ見レハ溢美、過賞ノ嫌アルヲ免カレナイノテアルカ北ボルネオ發展ノ跡カ僅ニ數語ノ中ニ把メルノテ敢テ參考迄ニ掲ルコトトシタ。且ツ多ク大ノ割引ハ必要テアルカ尙公平ニ見テ會社ノ事績ハ無視シ得ナイカラテアル。

「會社カ初メテ創立サレタ當時ノ北ボルネオト今日ノボルネオトヲ比較スルト何人ト雖モ會社ノ功績ヲ承認セサルヲ得マイ。一八八一年

1882年、北ボルネオの内部に幾多の小部族対立が起り、海峽
ハ海賊ノ掠奪ヲ荒廢シテ了ヒ無秩序ノ極ニアッタノテアル。ブルネ
イ及ヒスル土候ノ權力ノ如キモ亦安定ヲ缺キ「ノミナル」ノモノテア
ツタコトハ彼等カ夫々ノ主權ヲ僅カノ年金テ會社ニ賣却シタコトニ
ヨツテモ分ルノテアル。併ルニ會社統治四十年即チ確乎タル政府ノ
下簡捷統治テ而モ多大ノ功績ヲ擧ケボルネオノ面目ハ根本的ニ一新
セラレタノテアル。ボルネオ居住民ハ前期特許會社（例ヘハ和蘭東
印度會社）治下ノ民ト異リ壓制ト重課トノ爲ニ苦シムヤウノコトカ
ナイ。原住民一名負擔ノ税額ノ如キ英領印度ニ比ヘルト約五分ノ一
セイロンニ較ヘテハ六分ノ一、爪哇ニ比ヘ約十分ノ一二過キナイノテ
アル。原住民ノ生活状態ハ物質、精神兩方面共ニ等シク改善サレテ
就中精神的方面ニ於ケル教會傳道師ノ獻身的努力ハ尊敬スヘキテア
ラウ。開拓栽培モ發展著シク物産輸出額モ十年テ十倍、十五年テ二
十倍、二十年テ三十倍、四十四テ百倍ニ躍進シテキル。

イギリスハ四十年前北ボルネオニ治ント何等ノ勢力ヲ持タナカッタ、

若シ當時イギリス政府カ自身北ボルネオ經略ヲ企テタトシタラ
ニ非常ナル國際的紛議ヲ醸シタノミナク國內ニ於テモ所謂「小
英國主義者」ノ猛烈ナ反對ニ逢ツタテアラウ。併ルニ今ハ英國ハ事
實上ボルネオ大部分ノ支配者トナリ其高權ヲ逞ツテキルノテアル
而モ此レカ爲メ國家ハ厘毛ノ贊ヒモシテキナイ。彼是想到スルト
北ボルネオ會社ノ功績カ大キイモノテアルコトカ泌ト解ツテクル
ノテアル。ソレハ何等世界ヘ刺戟ヲ與ヘスシテ最穩密裡ニイギリス
ノ爲ニ一大領土ヲ確保シタノテアリ殖民史上特筆スヘキト事件ト
稱シテヨイノテアル。」

十一 北ボルネオ會社ノ目的ト權限

會社ハ一八八一年十一月下附ノ特許狀ヲ遵奉シ其明示セル條項ニ基
キ過去六十年間ニ亘リ本領ノ經略ヲ進メテ來タノテアルカ今會社ノ
目的並ニ權限ニ關スル特許狀ノ條項ヲ要約スレハ左ノ如クテアル。

(1) 北ボルネオ會社カ前會社 (*British North Borneo Provisions Association*) ヨリ獲得セル利權ノ承認ト北ボルネオ會社ノ本
領 (ラブールラ含ム) 統治權ノ賦與

(2) 會社 (北ボルネオ會社) ハ永久ニ英國籍法人タルヘキコト

(3) 會社ハ其事業ヲ移讓スルワケニ行カヌ。

(4) ブルネイ王又ハスル王ト會社間ニ係争カアレハ裁斷ハ本國大臣
カスルコト。

(5) 外交ハ本國大臣ニ於テ處理スル。

(6) 會社ハ全力ヲ擧ケ奴隸廢止ニ邁進スルコト、外國人ニヨル奴隸
所有ヲ嚴禁スル。

(7) 原住民ノ宗教ニ關涉スヘカラサルコト。

(8) 原住民ヘノ司法行政ハ習慣法第一タルヘキコト、就中土地、財
貨ノ得喪、相續、結婚等身分關係事件ニ於テハ殊更然リトスル。

(9) 必要ノ場合本國ハ會社職員ヲ會社ノ經費負擔ニヨリ徵用シ得ル

コト

和會社港灣出入ノ英國船ニ對シアラユル便宜ヲ計ルコト

(11) 總督ニヨル會社ノ決議ハ必ス本國ノ承認ヲ要スルコト

(12) 會社旗掲揚差支ナイカ該旗ニハ英國法人タル表示ヲスルコト

(13) 會社ノ一般的權限トシテハ

A、買收其他法的手段ニヨル領内土地並ニ財產上ニ於ケル利權ノ
獲得、及ヒ之レカ所有、利用、收益、其他本特許狀條項ニ關
シテ使役權

B、領内土地ノ開發、植付、耕作權

Q、道路、港灣、鐵道、電信其他公共施設ノ建設ト維持並ニ之

施設ヲ利用スル鑛山其他企業ノ經營

D、領内ノ植民及ヒ領内ヘノ移民ノ助成

E、有期、無期又ハモルゲーシ其他ノ方法ニヨル地上權設定

F、領内鑛山ニ對シ獨占及優先採掘權ノ設定並讓渡

G、歲入ニ資スル爲領内ニ於テ酒精、煙草、阿片、鹽其他物品ノ

專賣ヲ請負ハシメルコト

H、會社發展ニ資セン爲ノ資金貸付ト寄附

I、船舶ノ取得、所持、備船、其他ノ處分

J、動產ノ取得ト所持

K、商品並ニ領内物產、製品ノ取引

L、正當商取引、貿易又ハ會社ノ目的ニ關係アル諸取引ヲナスコト

M、英帝國植民地、屬領其他ノ地ニ代理店ヲ設置、維持スルコト

N、前項地域ニ於テ他會社、法人又ハ個人ノ代理業務ヲ行フコト

O、會社ノ名ニ於テ英本國又ハ植民地及屬領ノ法廷並ニ外國ニ於

1. 英國法廷ニ訴訟ヲ提起シ又ハ應訴スルコト
2. 會社業務遂行ニ便スル爲英本國並囑領ニ於テ家屋並ニ財產ノ
取得及不必要ノ場合之等物件ヲ處分スルコト
3. 本特許狀規定ノ會社權限ノ行使並ヒニ享受ニ必要ナル總ユル
正當ナル行爲ヲナスコト
4. 歲入ノ爲ニスル關稅ノ賦課及一部輸入取引ノ外會社ニヨル商業
ノ獨占又ハ會社カ商業獨占ヲ認可スルコトヲ禁スル。
以上カ會社ノ擔フ本領開發ノ目標テアリ、其具體的內容テアリ、又
統治要領テモアル。

ケル英國法廷ニ訴訟ヲ提起シ又ハ應訴スルコト

P. 會社業務遂行ニ便スル爲英本國並囑領ニ於テ家屋並ニ財產ノ
取得及不必要ノ場合之等物件ヲ處分スルコト

Q. 本特許狀規定ノ會社權限ノ行使並ヒニ享受ニ必要ナル總ユル
正當ナル行爲ヲナスコト

四) 歲入ノ爲ニスル關稅ノ賦課及一部輸入取引ノ外會社ニヨル商業
ノ獨占又ハ會社カ商業獨占ヲ認可スルコトヲ禁スル。

以上カ會社ノ擔フ本領開發ノ目標テアリ、其具體的內容テアリ、又
統治要領テモアル。

サテ會社ハ之等目的ニ副フ行動ヲ取ラネハナラナイノテアルカ次項
ノ行政機構ハ斯ル行動ノ機關トシテ全幅ノ運用ヲ期セラレツツアツ
タモノテアル。

十五 北ボルネオノ行政機構

北ボルネオノ行政ハ左ノ機構ニヨリ實施サレル。

- (1) 會社ハ英國法人テ倫敦ニ本據ヲ置ク。
- (2) 重役會各員並ニ在ボルネオ會社代表者ハ本來ノ英國臣民乃至國法ニヨリ英國臣民トナレル者ナルヘキコト。
- (3) 重役會ハ會社ノ最高機關テ議長一名、副議長一名、理事五名以上七名ヨリ構成サレル。
- (4) 重役會ハ總督一名ヲ選ビ國稅卿ノ承認ヲ經テコレヲ北ボルネオニ駐在セシメハ首都サンダカンナルモサンダカントセセルトンノ兩地ニ交互駐在シ直接統治ノ任ニアタラシメル。
- 總督ハ立法、司法、行政ノ三權ヲ一手ニ掌握スル外巡憲司令長官ヲモ兼ネル現地最高機關テアルカ一方倫敦重役會ニ對シ會社ノ收益増加ヲ計ル責任ヲ有ス、重役會ハ株主ニ對シ責任ヲ取ルノテアル。即チ總督ハ當領ノ發展ニ對シ全面的ニ責任ヲ有シ、領内住民ノ安寧幸福ト會社株主ノ利益擁護トニ努メルノテアル。
- (5) 總督ノ下ニ左ノ職員カアツテ夫々行政ノ事務ヲ掌ル餘代ニヨリ職

制ニ多少ノ相違アルモ大綱ニハ勿論變化ハナイ。

中央行政ニ屬スルモノ

總務長官、總務次長官、財務局長、土地局長、警保局長、司法局長、財務局次長、會計検査院長、巡憲隊司令官、醫務長官、通信局長、労働局長、労働監督官、
之等官署ハウツリカント²セルトンニ分設サレテアル。

地方行政ニ屬スルモノ

理事官（知事）ハ次ノ五州ニ分駐スル。³

ウツリカン、クダツ、東海岸（多ワオ）、西海岸（セセルトン）、

内陸（テノム）ノ各州ニ一名宛駐在

稅務局長、鐵道長官、林務局長、

知事駐劄ノ五州中ニハ更ニ左ノ十七郡ノ管區カマツテ夫々郡長、副郡長ノ駐在ヲ見テキタ。

ウツリカン州中ニ三郡

ウツリカン（郡長）ラブツク及スグット（郡長）

キナバタンガン (副郡長)

クダツ州中三一郡

テムバンバツ (郡長)

東海岸州中二三郡

ラハツトバツ (郡長) タワオ (副郡長)

セムボルナ (副郡長)

西海岸州中ニ六郡

チュアラン (郡長) ゼセルトン (郡長)

ビユーフオート (郡長) シピタン (郡長)

ノースケベル (副郡長) パパール (副郡長)

ビユーフオート (副郡長)

内陸州中ニ四郡

テムブナン (郡長) ペンシアンガン (郡長)

テノム (郡長) ケニンガウ (副郡長)

(註) 今次我軍當領占領前ハ職員構成左ノ如クテアツタ。

總督兼司令長官、總督代理兼司法長官、財務局長、警務局長、政務局長、巡憲隊司令官、駐劄官（東海岸、西海岸各一名）、會計検査院長、稅務局長、郵電局長、勞働局長、鐵道局長、農林局長、土地局長、支那事務局長、檢察局長

註 2 巡憲隊ハ土官（英人、印度人、土人）若干、ト卒トヨリ編成サレ内各所ニ駐在スル。總數八百名内外（近年ハ五〇〇名程度デアツタ）テS・M・L。E銃隊トルイス砲ノ武裝ヲ有ツ

註 3 地方ヲ十縣ニ分ツタコト前述ノ如クテアルカ今日尙未開地カ多イ爲行政上五知事駐劄管區制ヲ採用シテルノテアル。尙五州管區制ハ一九三五年（？）ニハ二州管區（西部理事廳、東部理事廳）ニ變更サレ、郡長駐在地モ次ノ如ク變ツタ。

西部理事廳　セセルトン
郡長駐在地　セセルトン、チユアラシ、コタベルツド、パパー
ル、ピユール、フオート、ムンバコール、シピタン、ケニンガウ

テノム、テムブナン、ペンシアンガン

東部理事廳 サンダカン

郡長駐在地 サンダカン、クダツ、ランコン、ラマツダ（キナ
バタンガン）、ブルラン、ラハツト、バツ、タワオ

(5) 法律ハ印度刑法、民法及施行法カ殆ト全文ノ儘施行スルモ新法ハ特
許狀ノ賦與スル權限ニヨリ條例（オーシナンス）ヲ制定公布スルノ
テル。此場合法案ハ立法議會（政府委員八名ト民間委員五名ヨリ構
成サレル機關テ民間委員中ニハ東西兩岸ノ栽培業者、歐人團體、商
事會社、支那人及東洋人代表者中ヨリ選舉サレ總督コレヲ任命スル）
ノ審議可決ヲ必要トスル。

此可決案ハ倫敦ノ重役會ヘ同附サレ再審議ノ後成文法トナルノテア
ル。又同教徒法等行ハレル。其適用順序ハ左ノ如クテアル。
ノ條例（オーシナンス）

2 印 度 法

3 向教・徒法

4 英國民法、衡平法

(7) 司法裁判所ハ民事刑事共同一裁判所之ヲ取扱ヒ、知事並ニ郡長ハ裁判官トナル。裁判所ハ高等法院、司法局長裁判所、理事廳裁判所及郡裁判所ノ別カツテ、郡裁判所ハ更ニ第一、第二、第三級ノ裁判所及酋長裁判所ニ分タレ、高等法院ノ裁判長ハ總督自ラ之ニ當リ、司法長官及總督ニヨリ推舉サレ、重役會ノ承認ヲ經テ理事廳裁判官カコレニ參加スルノテアル。即チ行政官カ司法官ヲモ兼ネル譯ナノテアル。

17E/1

